

令和 3 年 9 月 22 日

第 6 回南知多町議会定例会会議録

## 1 議 事 日 程

9月22日（最終日）

- |       |         |                                                        |
|-------|---------|--------------------------------------------------------|
| 日程第1  | 認定議案第1号 | 令和2年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定                                  |
| 日程第2  | 認定議案第2号 | 令和2年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定                            |
| 日程第3  | 認定議案第3号 | 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定                           |
| 日程第4  | 認定議案第4号 | 令和2年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定                              |
| 日程第5  | 認定議案第5号 | 令和2年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定                          |
| 日程第6  | 認定議案第6号 | 令和2年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定                          |
| 日程第7  | 認定議案第7号 | 令和2年度南知多町土地取得特別会計歳入歳出決算認定                              |
| 日程第8  | 認定議案第8号 | 令和2年度南知多町水道事業会計決算認定                                    |
| 日程第9  | 議案第63号  | 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について                    |
| 日程第10 | 議案第64号  | 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第7号）                                 |
| 日程第11 | 議案第65号  | 令和3年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                           |
| 日程第12 | 議案第66号  | 令和3年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                          |
| 日程第13 | 議案第67号  | 令和3年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）                             |
| 日程第14 | 議案第68号  | 令和3年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）                         |
| 日程第15 | 請願第3号   | 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願                |
| 日程第16 | 請願第4号   | 愛知県に「安全・安心の医療・介護・保険体制の実現で、県民のいのちと健康を守るための意見書」の採択を求める請願 |
| 日程第17 | 発議第4号   | 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制                              |

度の堅持及び拡充を求める意見書

日程第18 発議第5号 南知多町議会の会議に関する規則の一部を改正する規則について

日程第19 発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

日程第20 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	森	宏子	2番	山本	優作
3番	鈴木	浩二	4番	片山	陽市
5番	小嶋	完作	6番	内田	保
7番	石垣	菊蔵	8番	服部	光男
9番	藤井	満久	10番	吉原	一治
11番	榎戸	陵友	12番	石黒	充明

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	中川昌一
総務部長	滝本恭史	総務課長	内田純慈
防災危機管理室長	石黒俊光	税務課長	神谷和伸
企画財政課長	滝本功	まちづくり推進室長	高田順平
建設経済部長	鈴木淳二	建設課長	山本剛
産業振興課長	奥川広康	水道課長	坂本有二
厚生部長	大岩幹治	住民福祉課長	宮地利佳
保険年金室長	山下忠仁	健康介護課長	田中直之
健康子育て室長	相川和英	環境課長	富田和彦

教 育 長	高 橋 篤	教 育 部 長	鈴 木 茂 夫
学 校 教 育 課 長	鈴 木 和 芳	社 会 教 育 課 長	森 崇 史
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 本 剛 資	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 本 有 里

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	大 久 保 美 保	主 査	小 坂 有 一
-------------	-----------	-----	---------

[ 開議 9時30分 ]

○議長（石垣菊蔵君）

皆さん、おはようございます。

さて、今朝の話題、緊急事態宣言月末解除検討、そしてコロナ禍の会食、旅行など行動範囲の緩和、わくわくする反面、不安にも思いますが、今後の動向、明るい結論が出ることを期待したいものです。

それでは、去る9月7日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をしていただき、誠に御苦労さまでした。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

---

日程第1 認定議案第1号 令和2年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定

○議長（石垣菊蔵君）

日程第1、認定議案第1号 令和2年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（片山陽市君）

ただいま上程されました認定議案第1号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る13日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、順次各課ごとに関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

学校教育課関係について。

質疑としまして、日間賀島教職員北舎住宅改修工事の内容は何か。今後、ほかの住宅についても改修する予定はあるのか。答弁としまして、建物北側が樹木であるため湿気が多く、天井のクロスが剥がれてしまうため、結露防止塗装を行いました。ほかの住宅

については、必要に応じて改修を行っていく予定です。

次の質疑としまして、教師用タブレット端末は何台購入したのか。購入について、教師が負担した部分はあるのか。答弁としまして、87台購入し、自己負担はありません。

次に、社会教育課関係について。

質疑としまして、スポーツ推進委員会では、小・中学校の部活動を地域スポーツクラブ等に移行することなど、教職員の働き方改革につなげていくことについて話し合われているか。答弁としまして、小・中学校部活動の地域での指導については、総合型地域スポーツクラブを検討する中で意見をいただいておりますが、まだ具体的にはありません。

次の質疑としまして、梅原邸維持管理委託料が昨年度より減額となっている理由は何か。答弁としまして、委託先である南知多梅原猛友の会会員の高齢化等により、事務負担を軽減するため、委託内容の一部を町で行ったためです。

次に、学校給食センター関係について。

質疑としまして、学校給食食材費違約金に係る国の補助金はどれぐらいか。答弁としまして、令和2年3月分は違約金115万1,928円で、国の補助が4分の3あり、86万3,000円です。令和2年4月分は違約金54万1,506円で、全額町費負担です。

次の質疑としまして、夏休み中での会計年度任用職員の勤務状況はどうだったか。答弁としまして、勤務日を調整し、給食業務を行いました。

次に、住民福祉課関係について。

質疑としまして、住民票の写し等、生活保護者や身体障害者等の方で、手数料減免による交付件数は何件か。答弁としまして、130件です。

次の質疑としまして、令和2年度の民生委員の活動件数は何件か。答弁としまして、延べ2,908件です。

次に、保険年金室関係について。

質疑としまして、国県支出金等返還金の理由は何か。答弁としまして、令和元年度に国から交付を受けた年金生活者支援給付金事務交付金について、令和2年度に精算した結果、過大交付であったためです。

次に、健康介護課関係について。

質疑としまして、高齢者見守り事業に従事した職員へ手当は支給されているか。答弁としまして、勤務時間内に実施している事業であり、手当は支給されません。

次の質疑としまして、紙おむつ給付実績が136人となっているが、必要な方に十分提

供されたのか。答弁としまして、対象となる方へ紙おむつ購入券を交付するもので、申請の手続をしていただくよう周知しています。

次に、健康子育て室関係について。

質疑としまして、保育所一般管理費の会計年度任用職員の人数が決算書と実績報告書で差があるのはなぜか。答弁としまして、年度途中に退職者があったためです。

次の質疑としまして、要保護児童対策地域協議会代表者会議が未開催だが、情報は共有されているか。答弁としまして、実務者会議での協議内容を担当者より報告しました。

次に、環境課関係について。

質疑としまして、水質検査の結果から、環境基準と比較すると全窒素等の数値について高い河川があるが、何か対策はしているのか。答弁としまして、県に相談したところ、特に対策は必要ないとの回答でありましたが、町としては今年度より合併処理浄化槽の補助率を上げ、普及を推進することにより水質改善に取り組んでいます。

次の質疑としまして、海岸漂着物等地域対策推進事業委託の委託先はどこか。答弁としまして、内海倅クラブ、篠島観光協会、日間賀島観光協会のほかに収集業者に委託しています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（石垣菊蔵君）

次に、山本総務建設委員長。

#### ○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました認定議案第1号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る16日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、順次各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

建設課関係について。

質疑としまして、都市計画マスタープラン策定業務及び都市計画基本図修正業務は、それぞれ委託先はどこか。答弁としまして、都市計画マスタープラン策定業務はランドブレイン株式会社名古屋事務所に、都市計画基本図修正業務は株式会社中測技研に委託

しました。

次の質疑としまして、令和2年度末において、農業用ため池のうち耐震対策の必要なため池は何か所か。答弁としまして、19か所です。

次に、産業振興課関係について。

質疑としまして、小規模企業等振興資金の預託先はどこか。答弁としまして、中京銀行師崎支店、知多信用金庫内海支店、豊浜支店及び師崎支店です。

次の質疑としまして、プレミアム付地域振興券事務の委託先はどこか。答弁としまして、主な委託先は、町内の3商工会を代表する師崎商工会です。

次に、税務課関係について。

質疑としまして、令和2年度の差押えは何件か。答弁としまして、140件です。

次の質疑としまして、コンビニ収納が公金となるには時間がかかると聞いているが、納税証明等に支障はないか。答弁としまして、収納データが翌日に届くため、支障はありません。

次に、総務課関係について。

質疑としまして、ストレスチェック実施委託料を毎年計上しているが、その結果について、どのように対応しているか。答弁としまして、高ストレスと判定された職員には、産業医面談を実施しています。

次の質疑としまして、総合住民情報システム運用支援委託は何をしたか。答弁としまして、委託業者による職員への運用上の支援や簡易なシステム改修などを行いました。

次に、防災危機管理室関係について。

質疑としまして、積載車と小型動力ポンプの数が一致しないのはなぜか。答弁としまして、積載車のうち小型動力ポンプを積載していない車両が豊浜中洲に1台と、両島の広報車に小型動力ポンプを積載することができるからです。

次に、まちづくり推進室関係について。

質疑としまして、空き家バンク制度に関連した高額な事業費が計上されているが、これまでにどのような効果が得られたのか。答弁としまして、空き家バンク制度をはじめ、移住・定住対策において一定の成果を得ていますが、費用対効果が高いとは言えず、継続して事業内容の見直しを行っていきます。

次に、企画財政課関係について。

質疑といたしまして、指名競争入札で不調や中止の案件の理由は何か。答弁としまし



て、内訳として、工事が不調5件で指名業者の全社辞退によるものです。物件が不調1件と中止1件で、予定価格を上回ったための不調と、新型コロナウイルスの影響により業務委託を取りやめたため、入札を中止したものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

#### ○6番（内田 保君）

それでは、認定議案第1号 令和2年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定について3点、反対の立場から討論いたします。

第1の問題は、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会へ無駄な負担金3,000円の支出は認められません。南知多町は、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会に毎年3,000円支出しております。リニア工事は基本はJRの計画であります。未解決な問題は後回しにして、巨額な国費、県負担金を生む強引な計画となっております。採算は赤字とも報道されており、地元住民の反対の声も上がっております。JR東海前社長も絶対にペイしないと2013年9月の記者会見で述べました。

日本共産党は2016年の参議院の採決に先立つ質疑の中で、リニアによる増収額は2,720億円に対し、維持運営費等は4,290億円とするJR東海の資料を示し、リニアは減益になる、償還性が確実にあると言えるのかと追及したところ、石井国土交通相は、リニアと東海道新幹線は切り分けられない。リニア単独の収支について答えることは困難と答弁し、リニアの採算性がないことを認めております。

また、地震の大国の中、難工事の活断層の工事方法、大量の残土をどうするのか、地下水の処理、そして静岡県大井川の水がれの懸念もあります。原発1基分とされる電力

消費量、電磁波の問題、岐阜のウラン鉱床の掘削問題が解決されないままの負担金はやめるべきです。SDGsに逆行する、原発と同じく将来に禍根を残すことが予想される負担金です。

既にドイツでは、リニア計画については経済性、技術的な信頼性、環境への適応性などで総合的な評価を行い、計画を中止しております。たとえ少額といえども未来の町民、国民に多額の負債を負わせる無駄な税金の使い方は認められません。

第2に、自殺者を呼び込む知多地方税滞納整理機構への負担金50万円の支出も認められません。

今年に入り知多市において、市税、国民健康保険税の滞納により知多地方滞納整理機構に送られた方が、給与の差押えをされ自死するという痛ましい事件が起きました。この方は、税の滞納のほかにも病気により仕事ができなくなり、収入が減っておりました。そこに、2人暮らしで高齢者の親を抱え、食料も底をつき、水だけで1日をしのぐ日々を送っていました。こういった実態をつかんでいたのかが問われます。知っていた上で差押えであれば言語道断です。市民、町民の命を、暮らしを守るのが地方自治体、地方公共団体の本来の役割であり、滞納については、どうしたら税金が払えるのか、共に考える納税相談を行うことが行政の仕事です。

知多地方滞納整理機構は、あくまでも任意の団体であります。取立てに特化した事務は、町民だけでなく、派遣された職員をも苦しめるものにほかなりません。愛知県は、滞納整理機構は既に2020年3月に解散しています。その理由は、滞納の徴収率も高く、それぞれの自治体職員に徴収に関わるスキルが高くなっているからという形で解散しておるわけです。町民に寄り添った滞納納税施策は滞納整理機構に頼らず、最後まで窓口で目と目を合わせて納税事務を行うことこそ本来の在り方です。滞納整理機構は解散すべきです。この機構への50万円支出は認められません。

最後の第3は、会計年度任用職員の給与の格差と会計年度任用職員と正規職員のボーナスへの差別扱いは解消されておらず、同一労働同一賃金の実現のない南知多町の会計年度任用の在り方は問題です。

決算審査でも明らかになったように、会計年度任用職員の報酬の在り方で、ほぼ1日勤務で比較しても、町長運転手212万円、小学校用務員4人平均約176万円、中学校用務員3人平均162万円です。明らかな格差があります。

ほかにも様々な時間の働き方の会計年度任用職員の方が見えます。透明性と公平性を

第一に考えるためにも、不透明な格付、報酬制度は改めるべきではないでしょうか。

また、同一労働同一賃金がこの会計年度任用職員導入の基本原則です。正規職員には期末・勤勉手当が支給されているのに、なぜ会計年度任用職員は僅かな期末手当だけなのでしょう。特に学校用務員は、正規職員用務員の方と会計年度任用職員では、15分のカットがあるだけで、ほとんど仕事内容は変わりません。明らかな差別であり、使い捨て労働に南知多町が手を貸していると言われても仕方ありません。本来は地方自治法上の正規職員の採用をすべきであり、少なくとも賃金差別につながる期末・勤勉手当支給をする努力をすべきです。同一労働同一賃金に反するこの決算は認められません。以上。

**○議長（石垣菊蔵君）**

次に、賛成討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第1号の件を起立により採決いたします。

本件に対する各委員長報告は、認定であります。本件は各委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

**日程第2 認定議案第2号 令和2年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認定**

**○議長（石垣菊蔵君）**

日程第2、認定議案第2号 令和2年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

**○文教厚生委員長（片山陽市君）**

ただいま上程されました認定議案第2号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、脳ドック委託料について、定員は何名で希望者全員が受診できたのか。答弁としまして、定員は200名で、希望者114名全員が受診できました。

次の質疑としまして、不納欠損額1,077万8,228円の人数と理由は何か。答弁としまして、行方不明24人、生活保護7人、死亡10人、生活困窮13人です。うち退職被保険者等分については2人分で、行方不明1人、死亡1人です。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

#### ○6番（内田 保君）

それでは、認定議案第2号、令和2年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に反対の立場から討論いたします。

行政審議会の基本は、町民の声をいかに透明性・公平性・公開性を持って行政に取り入れるか、その基本的条件整備のために必要なお金を使うことです。令和2年度の国民健康保険運営協議会には、条例2条で、公益を代表とする委員5人全てを議員に参加させました。これは全くおかしいことで、公益を代表とする方は多くいます。議員が委員になっている例は、知多のほかの市町にはありません。

議員は、議会というチェック機関で仕事をするために報酬を得ています。さらに、1回につき6,300円ずつ税金を二重支出する町長は、令和2年度も続けました。町民は全く納得できません。本来は様々な審議会は、公募制度を全ての審議会に取り入れ、町民の声を広く聞き、国民健康保険税などの在り方を考える組織にすべきなのです。公募制度もなく、遅れた審議会制度を続けているのは、知多半島の市町では南知多町のみです。

遅れた認識の町と言われても仕方ありません。大府市では委員を公募しております。例えば、2月に大府市生涯学習審議会、大府市男女共同参画審議会、大府市犯罪のないまちづくり推進会議、大府市ふれ愛サポートセンター運営委員会、大府市国民健康保険運営協議会、大府市地域公共交通活性化協議会などで公募をしております。協議会の委員の数を確保したいから議員に頼るのは、市民参加が基本であるはずの民主主義をゆがめております。議会制民主主義もゆがめております。議会は、地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく住民からの直接選挙された執行機関と相互に牽制し合うことにより、地方自治の適正な運用を期するものとされております。町長の判断で直ちに改善すべきです。

議員と町長との談合とも受け取られかねない、委員への1回6,300円の報酬を支出した国民健康保険特別会計は、私も町民も認められません。以上、終わります。

**○議長（石垣菊蔵君）**

次に、賛成の討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第2号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

**日程第3 認定議案第3号 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定**

**○議長（石垣菊蔵君）**

日程第3、認定議案第3号 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

**○文教厚生委員長（片山陽市君）**

ただいま上程されました認定議案第3号に対する当委員会の審査の経過並びに結果に

ついて、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、滞納繰越した保険料の内訳は。答弁としまして、現年度分3人、滞納繰越分1人です。

次の質疑としまして、不納欠損した人数と理由は何か。答弁としまして、1人で、死亡によるものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長（石垣菊蔵君）**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りいたします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第3号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

**日程第4 認定議案第4号 令和2年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定**

**○議長（石垣菊蔵君）**

日程第4、認定議案第4号 令和2年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

**○文教厚生委員長（片山陽市君）**

ただいま上程されました認定議案第4号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、滞納繰越分の収入未済額232万7,600円は何人分で、今後の収入見込みはどうか。答弁としまして、37人分で、督促状や催告書の発送、戸別訪問等で収納に努めていきます。

次の質疑としまして、不納欠損額65万400円の人数と理由は何か。答弁としまして、11人分で、そのうち3人は転出、残り8人は生活困窮等の理由によるものです。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長（石垣菊蔵君）**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

6番、内田議員。

**○6番（内田 保君）**

それでは、認定議案第4号、令和2年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定に反対の立場から討論いたします。

介護保険運営協議会にも町会議員の委員の報酬支出が6,300円あります。二元代表制に逸脱するなれ合いと談合のための町当局の支出であります。介護保険運営協議会の規則上、次に掲げる者のうちから町長が委嘱するとなっております。町長は、規則上、議員の委員をわざわざ選ばなくても問題ない規則となっております。

協議会への本来の委員選出は、さきに国保会計でも述べたとおり、税金の基本方針を議員以外の町民から積極的な意見を聞く場にすべきです。知多半島で南知多のみ、遅れた町会議員への介護保険運営協議会、審議会の委員としての税金の1回当たり6,300円の支出は認められません。

また、介護保険の介護給付費準備基金の積立てが4,353万円ありました。今後の運営に一定の余力を残すべきではありますが、基本的に徴収した介護保険料は、次期保険料に投入するのが原則です。5,000円の基準額を維持したことは評価しております。しかし、基金の積み上げ額を見ると、第8期介護保険料も10円程度は下げられたはずではないでしょうか。

以上2点から、令和2年度介護保険特別会計の決算認定に反対いたします。

**○議長（石垣菊蔵君）**

次に、賛成の討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第4号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

**日程第5 認定議案第5号 令和2年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出  
決算認定**

**○議長（石垣菊蔵君）**

日程第5、認定議案第5号 令和2年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長報告を求めます。

山本総務建設委員長。

**○総務建設委員長（山本優作君）**

ただいま上程されました認定議案第5号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。



まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長（石垣菊蔵君）**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りいたします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第5号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

**日程第6 認定議案第6号 令和2年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出  
決算認定**

**○議長（石垣菊蔵君）**

日程第6、認定議案第6号 令和2年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

**○総務建設委員長（山本優作君）**

ただいま上程されました認定議案第6号に対する当委員会の審査の経過並びに結果に

ついて、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りいたします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより認定議案第6号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

日程第7 認定議案第7号 令和2年度南知多町土地取得特別会計歳入歳出決算認定

○議長（石垣菊蔵君）

日程第7、認定議案第7号 令和2年度南知多町土地取得特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました認定議案第7号に対する当委員会の審査の経過並びに結果に

ついて、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長（石垣菊蔵君）**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第7号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

**日程第8 認定議案第8号 令和2年度南知多町水道事業会計決算認定**

**○議長（石垣菊蔵君）**

日程第8、認定議案第8号 令和2年度南知多町水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

**○総務建設委員長（山本優作君）**

ただいま上程されました認定議案第8号に対する当委員会の審査の経過並びに結果に

ついて、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長（石垣菊蔵君）**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第8号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

**日程第9 議案第63号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について**

**○議長（石垣菊蔵君）**

日程第9、議案第63号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

**○文教厚生委員長（片山陽市君）**

ただいま上程されました議案第63号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、「「南知多町立篠島小学校」に改める」が削除されている理由は何か。答弁としまして、改正後の表記を整理したためです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長（石垣菊蔵君）**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第63号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第10 議案第64号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第7号）**

**○議長（石垣菊蔵君）**

日程第10、議案第64号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（片山陽市君）

ただいま上程されました議案第64号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

次に、山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第64号に対する当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第64号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決す

ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第65号 令和3年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(石垣菊蔵君)

日程第11、議案第65号 令和3年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(片山陽市君)

ただいま上程されました議案第65号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、一般会計繰出金の出産育児一時金分について、返還の理由は何か。

答弁としまして、当初35件分を見込んでいましたが、実績が23件分であったためです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(石垣菊蔵君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第65号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第66号 令和3年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長(石垣菊蔵君)

日程第12、議案第66号 令和3年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(片山陽市君)

ただいま上程されました議案第66号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(石垣菊蔵君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)



御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第66号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第67号 令和3年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第1号)

#### ○議長(石垣菊蔵君)

日程第13、議案第67号 令和3年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

#### ○文教厚生委員長(片山陽市君)

ただいま上程されました議案第67号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、介護給付費準備基金積立金について、令和2年度介護保険特別会計決算書に記載の介護給付費準備基金積立金との違いは何か。答弁としまして、会計年度の違いのみであり、内容は同じです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長(石垣菊蔵君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第67号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第14 議案第68号 令和3年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)**

**○議長(石垣菊蔵君)**

日程第14、議案第68号 令和3年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

**○総務建設委員長(山本優作君)**

ただいま上程されました議案第68号に対する当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長(石垣菊蔵君)**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よつて、討論なしと認めます。

これをもつて討論を終了いたします。

これより議案第68号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よつて、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は10時25分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力よろしくお願ひをいたします。

[ 休憩 10時16分 ]

[ 再開 10時25分 ]

#### ○議長(石垣菊蔵君)

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

---

#### 日程第15 請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願

#### ○議長(石垣菊蔵君)

日程第15、請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

#### ○文教厚生委員長(片山陽市君)

ただいま上程されました請願第3号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

請願に対して各委員に意見を求めました。

意見としまして、少人数学級は、地域・保護者からも一人一人の子どもにきめ細かな対応ができ、全ての子どもたちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠であるとの意見でした。

慎重審査の上、採決の結果、全員賛成により、本請願を採択すべきものと決しました。  
以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより請願第3号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

---

日程第16 請願第4号 愛知県に「安全・安心の医療・介護・保険体制の実現で、県民のいのちと健康を守るための意見書」の採択を求める請願

○議長（石垣菊蔵君）

日程第16、請願第4号 愛知県に「安全・安心の医療・介護・保険体制の実現で、県民のいのちと健康を守るための意見書」の採択を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（片山陽市君）

ただいま上程されました請願第4号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

請願に対して各委員に意見を求めました。

意見としまして、国民の命と健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染拡大、自然災害などによる経済活動への影響を最大限に抑えるためにも、今後、医療・介護・福祉・公衆衛生施策の拡充は緊急の課題であるとの意見でした。

慎重審査の上、採決の結果、挙手少数でありました。よって、本請願は不採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から賛成討論の通告があります。討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

6番、内田議員。

#### ○6番（内田 保君）

それでは、請願第4号の愛知県に「安全・安心の医療・介護・保険体制の実現で、県民のいのちと健康を守るための意見書」の採択を求める請願に対して、紹介議員の立場からも賛成討論をいたします。

2020年からの新型コロナウイルス感染症によるパンデミックでは、日本国内でも経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼしております。南知多町でも緊急搬送でたらい回しされる事例も出ているのです。

今般のコロナ禍は、日本の医療提供体制の脆弱性が国民の目にも明らかになり、同時に、これまでの社会保障削減政策は、国民の命を危機に陥れるものであることがはっきりさせました。保健所は、1990年の850か所から2020年には469か所に減っております。感染症病棟は、1990年の1万2,119床から2015年には1,814床に激減しています。県下でも医療費の抑制が優先され、公立・公的病院の統廃合と病床削減が計画されております。

今、医療崩壊で国民の命と健康が脅かされる事態となっております。感染症対応の経験から、感染症病棟や集中治療室の不足、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師、看護師、介護職員の人員不足、保健所の不足などの問題が明らかになっております。

21世紀に入り、僅か20年の間にSARS、新型インフルエンザ、MARS、そして今回の新型コロナウイルス感染症と、新たなウイルス感染症が相次いで発生しております。国民の命と健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルスの感染拡大、自然災害などによる経済活動への影響を最小限に抑えるためにも、医療、介護、福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題になります。

請願者の3点の要望は、極めて当たり前でもっともなことでもあります。1点目の国の公立・公的病院の統廃合・再編や地域医療構想を愛知県として見直して、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ることは、これは当たり前であります。

2点目の安心・安全の医療・介護提供体制を確保するために、医師や看護師、医療技術者、介護職員などを大幅に増員することも今求められていることでもあります。

3点目の保健所の増設、保健師の増員など、公衆衛生行政に拡充を図ること、またウイルス研究や検査・検疫体制などを強化・拡充することは、極めて当たり前のことでございます。

ぜひ、議員諸氏の賛成を得て、愛知県知事、副知事、保健医療局長、病院事業庁長、各保健所長、そして政策企画局長に対して、この意見書を提出したいと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

#### ○議長（石垣菊蔵君）

次に、反対討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了します。

これより請願第4号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定しました。

日程第17 発議第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の  
堅持及び拡充を求める意見書

○議長（石垣菊蔵君）

日程第17、発議第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の  
堅持及び拡充を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番、榎戸陵友議員。

○11番（榎戸陵友君）

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

発議第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡  
充を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

提出者及び賛成者は、お手元の発議書のとおりであります。

本案は、学校現場における子どもたちの健全育成と様々な教育課題の克服のため、定  
数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願が  
採択されたことにより、その趣旨に従って意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であり  
ます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議あ  
りませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第4号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第18 発議第5号 南知多町議会の会議に関する規則の一部を改正する規則について**

**○議長（石垣菊蔵君）**

日程第18、発議第5号 南知多町議会の会議に関する規則の一部を改正する規則についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、片山陽市議員。

**○4番（片山陽市君）**

発議第5号 南知多町議会の会議に関する規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和3年2月に標準町村議会会議規則が改正されたことを受け、現行規則の一部を改正するものです。

改正の内容としましては、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から、出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。

なお、この規則は、公布の日から施行するものであります。提出者及び賛成者は、議会運営委員全員であります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

**○議長（石垣菊蔵君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。



これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第5号の件を起立によって採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

(賛成者起立)

全員賛成であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第19 発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を  
求める意見書**

**○議長(石垣菊蔵君)**

日程第19、発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を  
求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、片山陽市議員。

**○4番(片山陽市君)**

発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見  
書について、趣旨説明をさせていただきます。

提出者及び賛成者は、お手元の発議書のとおりであります。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な  
経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、地方財政は  
来年度においても巨額に財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していく

ためには、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが不可欠であるため、意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣であります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いたします。

**○議長（石垣菊蔵君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第6号の件を起立によって採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を願ひます。

（賛成者起立）

全員賛成であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第20 閉会中の継続審査（調査）について**

**○議長（石垣菊蔵君）**

日程第20、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

議会運営委員長、各常任委員長、各特別委員長から、所管事項について閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

○議長（石垣菊蔵君）

暫時休憩といたします。このままで、お願いいたします。

〔 休憩 10時42分 〕

〔 再開 10時49分 〕

○議長（石垣菊蔵君）

本会議を再開します。

片山文教厚生委員長から請願第4号につきまして発言の訂正がありますので、発言を許可します。

片山議員。

○文教厚生委員長（片山陽市君）

請願第4号の委員の意見の中で、経済活動への影響を「最大限」に抑えるためと先ほど申しましたが、経済活動への影響を「最小限」に抑えるということで、訂正をお願いします。申し訳ございませんでした。

---

○議長（石垣菊蔵君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和3年第6回南知多町議会定例会を閉会いたします。皆さん、御苦労さまでした。

〔 閉会 10時50分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 石 垣 菊 蔵

署 名 議 員 小 嶋 完 作

署 名 議 員 内 田 保